

標 題：

MARPOL73/78 条約一部改正
(ダブルハルトンカー他)

NK テクニカル インフォメーション

No.105

平成 4年 4月30日

関係船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、すでにご承知のとおり、近年発生した大型油タンカーの座礁事故による油流出事故等を契機に船舶からの油流出防止策についてIMOで審議されてきました。その結果、1991年7月及び1992年3月に開催されたIMO 海洋環境保護委員会でMARPOL 73/78条約の一部改正が採択されました。

採択された一部改正の中には、いわゆるダブルハル等油タンカーの船体構造を大幅に変更する新条文等が含まれており、今後の船舶の建造或いは大改造に際し、新条文をはじめ改正条文を十分考慮する必要があります。ご参考までに、一部改正の主要条文の概要及びその適用を添付に示します。詳細については、一部改正条文の最終テキストをご参照願います。

なお、添付の一部改正の概要のうち第Ⅰ項は、1992年10月4日までに1/3以上の条約締約国又はその商船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船舶腹量の1/2 以上となる条約締約国のいずれかが異議を通告しないかぎり1993年4月4日に発効することになります。また、第Ⅱ項及び第Ⅲ項は、1993年1月6日までに前記同様な条約締約国からの異議が通告されないかぎり1993年7月6日に発効することになります。

敬具

添付 MARPOL73/78 条約一部改正の概要

I. 船舶への「油濁防止緊急措置手引書」の備付け(MARPOL73/78附属書 I 第26規則新設)

150GT以上の油タンカー及び400GT以上の油タンカー以外の船舶には主管庁が承認した油流出事故発生の際に船舶内で直ちにとるべき措置等を定めたマニュアル"油濁防止緊急措置手引書"を備え付ける。1993年4月4日より前に建造された船舶の場合は1995年4月4日までに当該手引書を備え付ける。

II. 油タンカーの構造(新設)1. 新船である油タンカー(MARPOL73/78附属書 I 第13F規則新設)

- 1.1 600DWT以上5,000DWT未満の場合にあっては次のいずれかの構造とする。
 - (a) 二重底構造かつ二重船側構造,又は
 - (b) 二重底構造かつ各貨物油タンクの容量の制限(700m³以下)
- 1.2 5,000DWT以上20,000DWT未満の場合にあっては次のいずれかの構造とし,加えて,バラスト管及び貨物油管等に配管制限を行う。
 - (a) 二重底構造かつ二重船側構造,又は,
 - (b) 中間甲板付二重船側構造,又は,
 - (c) 二重船殻構造と同等と認められるその他の構造
- 1.3 20,000DWT以上の場合
1.2 の要件に加え,バラストタンクの容量及び配置要件に適合すること並びに損傷時復原性を検討する際,想定されるボトムレーキングダメージも考慮すること

注) なお, "新船である油タンカー"とは次の油タンカーをいう。

- (a) 1993年7月6日以降に建造契約, 或いは大改造の契約が結ばれる油タンカー, 又は
- (b) 建造或いは大改造の契約がない場合, 1994年1月6日以後にキールが据え付けられるかこれと同様の建造段階にある油タンカー, 或いは1994年1月6日以後に改造工事が着手される油タンカー, 又は
- (c) 1996年7月6日以降に引き渡されるか, 或いは大改造工事が完了する油タンカー

2. 現存の油タンカー (MARPOL 73/78 附属書 I 第13G規則新設)

上記1.の注)に定める"新船である油タンカー"以外の油タンカーのうち20,000DWT 以上の原油タンカー及び30,000DWT 以上の精製油タンカーは, その船体構造に応じ, 建造後25年又は30年の定められた時期までに, 新造タンカーに要求される構造要件に適合すること。この要件は, 1995年7月6日から施行される。

III. 船舶からの油の排出基準 (MARPOL 73/78 附属書 I 第9,10及び16規則改正)

- 1. 第9規則で認められる油分の瞬間排出率は1海里当たり30リットル以下とする。
- 2. 第9規則, 第10規則及び第16規則で認められる400トン以上の船舶からの排出の排出油分濃度は15ppm以下とする。ただし, 1993年7月6日より前に引渡された船舶についてはその適用を5年間猶予する。